

第2回定例議会は、市議会議員定数条例の一部改正(定数27名から25名とする)をはじめ、市税条例等の一部改正、さらに議会広報広聴委員会を地方自治法に基づき、公的な委員会として位置付けたことによる必要な規定の整備として、市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正等を議決しました。市議会議員定数条例の一部改正の採決では、市民団体から提出された「江別市議会議員定数のあり方について慎重な議論を求めることについて」の陳情がみなし不採択になるなど、議会として市民に対する十分な説明がなされていないことは問題であると判断したことから、所属する会派全員が退席しました。

陳情では、「種子法に代わる北海道独自の条例制定を求める意見書」を採択し、北海道に「主要農作物種子法にかわる北海道独自の条例制定を求める意見書」提出しました。市立病院の厳しい経営について今後も注視し、状況を把握していきます。

質 問	答 弁
<p>1. 審議会等の女性登用について</p> <ul style="list-style-type: none"> 江別市男女共同参画基本計画の中間見直しが本年実施されるが審議会等での目指している数値は40%としており、女性の登用率についてどのように検証されているか見解を伺う。 女性委員の登用率向上に向け、より具体的で実効性のある取り組みを推進していくことが必要でありポジティブアクションに取り組んでいくことが重要だが、今後どのようにすすめていくのか伺う。 <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでも幾度か同様の質問を行ってきたところだが数値目標に届かない状況となっている。ポジティブアクションの推進をこれまで以上に具体的な方策として掲げ、各所においてすすめていくことが必要と考えるが見解を伺う。 	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月1日現在の審議会等における女性委員は、委員総数447名のうち116名で、登用率は26%と、昨年度の道内自治体の平均である22%は上回っているものの、4割には満たない状況となっている。なお、法令で定めのあるもの及び充て職となっているものを除いた女性委員の割合は、委員総数は371名で、そのうち女性は114名、登用率は31%の状況にある。委員の選任にあたっては市として、これまでも条例の趣旨を踏まえた委員構成となるよう、全庁的な説明をするとともに、委員の改選時には、十分配慮することを担当部署に個別に周知するなど、取り組みを進めてきている。 市として、これらの取り組みについて課題などを整理するほか、例えば審議会の審議内容に応じて、大学生や子育て中の女性の登用ができないかなどの研究が必要と考えている。今後においては、委員の改選前に、男女共同参画を所管する部署が担当部署にヒアリングを行い、女性委員の登用について協議するなど、登用率の向上に向けて対応していきたいと考えている。 <p>(再答弁)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各団体から推薦をいただく場合も、可能な限り女性の適任者をお願いしているが、現状では、女性委員の割合は4割に満たない状況である。市としては、先ほど答弁したように、まずは、審議会等を担当する部署に個別にヒアリングを行い、女性委員の登用について協議するなど、登用率の向上に向けて対応していきたい。
<p>2. 江別市防犯カメラの管理、運用等に関する要綱について</p> <ul style="list-style-type: none"> 要綱制定に至る過程における市の考え方についての見解を改めて伺う。 <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> 要綱制定は、民間事業者等にとっても慎重に受け止めなければならず重要なことである。札幌市の防犯カメラガイドラインは、市民公募枠も入れた検討委員会を設置しガイドラインの案についてパブリックコメントを行っている。江別市自治基本条例に鑑みれば、こうした取り組みが必要ではなかったかと考えるが、制定するにあたってどのような庁内議論、さらにその必要性の認識について伺う。 防犯カメラの設置により記録された画像は、一時的な記録ではあっても管理の実態上、画像は実施機関の管理の下にある情報、公文書であることから、情報公開審査会へ諮問し審議すべきものであったと考えるが見解を伺う。 	<p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> 要綱の制定にあたっては、市の施設を対象とした内部規定であり、先進自治体の各種事例を参考に、すでに防犯カメラを設置している指定管理者や所管課、及び法制担当と協議しながら、情報の管理に配慮した適正な管理基準を明確にするため制定したものである。 <p>(再答弁)</p> <ul style="list-style-type: none"> 先ほども答弁したとおり、この度の要綱策定は、市有施設の管理のために防犯カメラの管理規定を定めたものであり、札幌市の市内民間施設を含めたガイドラインとは、性格が異なるものとする。他市の事例を参考にしながら、策定方法、管理基準などについて、各施設の所管課や法制担当で構成する策定会議で検討し、庁舎管理に関する他の取扱いと同様に、内部規定として策定した。 本要綱は、すでに市の施設に設置されているカメラの管理、運用等に関する市内部における統一的な取扱いを定めたものであり、情報公開制度自体に関わるものではないこと、また、防犯カメラの画像の情報公開請求があった場合には、江別市情報公開条例の規定に基づき「公開」又は「非公開」の決定を行うものであることから、本要綱の制定については同審査会への諮問事項には該当しないものとする。なお、本年7月開催予定の情報公開審査会・個人情報保護審査会において、本要綱の制定の経緯及び内容を、情報提供したいと考えている。
<p>3. 野幌駅南側における市民交流施設の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民交流施設用地の整備にあたっては、交流拠点としてどのように整備していくのかハード、ソフトの両面において市として認識をもつことが重要と考えるが、見解を伺う。 <ul style="list-style-type: none"> 野幌駅南側に展開されるであろう複合施設と交流施設について地域市民も様々なイメージをもち期待をしている状況にある。一番重要なことは、野幌駅周辺のみならず多くの市民が活用できる拠点としてどのようにあるべきかについて話し合う場をもつべきと考えるが、市民議論と合意形成に向けた市の考え方を伺う。 	<p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地利用の可能性を把握するため、サウンディング型市場調査を実施し、民間事業者からの提案として宿泊施設を含む複合施設の提案を受け、野幌駅南口駅前広場に隣接する市民交流施設用地において、公募型プロポーザル方式により、整備事業者を募集している。募集にあたっては、民間事業者が当該土地を売買又は賃貸借により、宿泊施設と市民交流施設を中心とする複合的な施設の整備を行うこと、市民交流施設は、その建物の一部に入居できることを、主な条件としている。 野幌駅南口駅前広場の隣接地において、整備事業者を募集しているところであり、市民交流施設については、入居するフロア面積や駐車台数などを基本的な公募要件としており、整備事業者が決定された後に、建物全体の施設計画が具体化されることになっていることから、市民交流施設の機能や活用については、建物の全体像が見えた後に、市民の意見を伺い、検討していきたいと考える。

・9月中旬に実施される応募事業者のプレゼンテーションをする市民交流施設用地整備事業者選定委員会を非公開にするとしているが、公開をしないとする理由について市の見解を伺う。

・野幌駅周辺地区の整備をすすめていく中で、野幌駅南側にあった証明交付窓口や国際センターは、一時的な移動と認識している。市民にとっての利便性という視点や多くの市民にとって有効な場としていくため、証明交付窓口の設置場所について野幌周辺地区に限らず、広く市民の意見・要望等を聞きながら丁寧にすすめていくことが求められると考えるが、市としての見解を伺う。

(再質問)

・市はこれまで地域の声、意見を自治会等関係者の意見をもって市民の声ととらえてきた感がある。こうした枠組みにこだわらず様々な世代に意見を聞く工夫を、市として積極的に行っていくべきと考えるがいかがか。

4. 生涯にわたる男女の健康支援について

・石狩地域保健情報年報における江別保健所及び札幌第二次保健医療福祉圏の人工妊娠中絶、及び性感染症数を全国の状況も踏まえ、その実態について市としてどのように把握されているのか伺う。

(再質問)

・人工妊娠中絶の実施率を年代別でみると江別保健所で、29歳以下は57.3%となっている。また、札幌・江別・千歳保健所を合わせた札幌第二次保健医療福祉圏においても同様に29歳以下は57.3%となっている。北海道感染症危機管理対策協議会の感染症流行調査専門会議における平成26年度～29年度の累積報告数でも15歳代からのすべての性感染症において男女共若年層が多い傾向となっている実態を市としてどのように認識されているのか伺う。

・「いつ子どもをもつか」「もたないか」を決めることや望まない妊娠や性感染症を防ぐことなど、生涯の健康に係ることについて自分で決めることや自分で守るための必要な情報と手段にアクセスできる環境、状況について伺う。

(再質問)

・長期間にわたって人工妊娠中絶実施率、性感染症の感染率が高い状況が続いていることは、健康面だけでなく自己肯定感ともかかわる大きな問題である。こうした実態を改善していくため、さらなる取り組み、関係機関との連携について具体的な考えについて伺う。

・当市において様々な社会状況の中、小中学校においてどのような性教育が行われているのか、またその内容等が保護者へも伝えられていることが重要と考えるが見解を伺う。

(再質問)

・学習指導要領の内容が今の子どもたちを取り巻く環境にマッチしているかは疑問である。保護者へは、その内容について十分に伝わっていないことが懸念されることから、保護者へ性教育についてアンケートを取るなどし、今後の参考としていくべきと考えるが見解を伺う。

・実態を踏まえながら、これまで以上にこうした性と生殖に関する取り組みに向け必要事項を基本計画の中間見直し版に盛り込むことも視野に入れ検討していくべきと考えるが、いかがか。

(再質問)

・計画見直しの検討にあたっては、市として質問1点目の実態を踏まえた上で議論し、必要に応じ新たな対策や支援など関連部局における連携等につなげていくべきと考えるがいかがか伺う。

・選定委員会では、宿泊施設に関する現状分析や需要予測を踏まえた収支計画等の内容を含んでいることから、公開することにより企業の権利利益を害するおそれがある。また、昨年度に実施したサウンディング型市場調査においても、企業独自のアイデアを含むため、非公開にしてほしいとの意見もあり、事業者選定委員会に諮り、非公開とした。

・野幌鉄南地区証明交付窓口は、平成12年10月に江別土地開発公社建物内に住民票等の証明交付窓口として開設し、野幌駅周辺土地地区画整理事業に伴い、平成24年に野幌鉄南地区センター内に移転し、現在に至っている。整備事業者が決定された後に、建物全体の施設計画が具体化されることになっていることから、市として現在、野幌鉄南地区センター内にある証明交付窓口のあり方について、市民の意見を伺い、検討していきたいと考えている。

(再答弁)

・野幌鉄南地区センター内にある証明交付窓口のあり方については、窓口を利用される皆さんの声を聞くことが重要であると考えているので、どのような方法で行うか、今後検討していく。

4

・厚生労働省の衛生行政報告例によると、平成26年度の人工妊娠中絶数は、全国では18万1,905件となっており、北海道全体で8,800件、そのうち札幌第二次保健医療福祉圏では4,564件、江別保健所管内においては159件となっている。また、性感染症数については、全国では梅毒は増加傾向にあり、いわゆるエイズは年間約1,500人程度で推移している。札幌第二次保健医療福祉圏では、平成26年はエイズが19人、梅毒は29人となっているが、江別保健所管内においては、エイズ・梅毒ともに報告数はゼロとなっている。

(再答弁)

・議員指摘のとおり、全道や札幌第二次保健医療福祉圏において、若い世代の人工妊娠中絶や性感染症の報告数が多いことから、市としても、若い世代の望まない妊娠や性感染症などについての正しい情報の提供や教育が重要であると認識している。こうしたことを踏まえ、市として、教育委員会や江別保健所など関係機関と連携を図っていきたいと考えている。

・市では妊娠届出時などにおいて産後の家族計画の必要性については、マタニティスクールや両親学級で伝えているほか、産婦および新生児訪問などの際には、今後の妊娠、出産について、保健師や助産師が個別の状況に合わせて相談に応じている。また、道では、女性の健康サポートセンターを各保健所に設置していることから、市としても相談窓口のPRに努めていきたいと考えている。今後も、家族計画や望まない妊娠に関する正しい知識の普及に努め関係機関と連携していきたいと考える。

(再答弁)

・これまでも学校における性教育や、保健師・助産師による個別相談を実施している。北海道においては、江別保健所をはじめ、道内26ヶ所の女性の健康サポートセンターを設置しているところであり、市としては、当センターの活用が有用であると考えていることから、更なるPRに努めていく。

・学校における教育活動は、学習指導要領に基づき行われている。希望により、毎年5校程度の小学校にて市立病院や北海道助産師会の協力を受け、出産などを通して命の大切さを考える「いのちの学習」が行われている。また、小中学校の学校便りなどで保護者にお知らせし、希望する場合には、いつでも授業を観ていただけるようにしている。

(再答弁)

・教育委員会としては、性教育は重要であると認識しており、性教育に関する保護者の意識を把握する手法について、今後、江別市PTA連合会や校長会等と相談していきたいと考える。

・同計画の中核をなし、長期的な展望に立った7つの基本方針の一つに、生涯にわたる男女の健康支援を掲げており、中間見直し版への反映については、男女共同参画審議会の意見をお聞きしながら、対応していきたいと考えている。

(再答弁)

・計画の見直しにあたっては、人工妊娠中絶などの実態を審議会にお示ししながら、意見を伺っていきたいと考えている。